

放課後児童室のあり方について

前回の子ども子育て会議での意見

- ・平成27年4月より、児童一人当たりの面積などを基準どおりに運用すると、多数の待機が生ずるのではないか。一定、経過措置を設ける必要があるのではないか。
- ・児童室などの現場の声も聴いた上で、基準条例を制定してもらいたい。

放課後児童室のあり方について(案)

(方向性)

- ・全学年の子どもを対象に、「遊び」、「学び」、「体験」、「交流」の場を提供する。
- ・放課後児童室の子どもが安全で快適な生活がおくれるように、学校施設を活用した児童室環境の整備に努める。

(基本的な考え方)

- 小学校での事業実施は移動の負担等もなく、校庭などで他の子ども達や地域の方と触れ合うこともできるため、学校施設の活用を推進する。
- 法改正に伴う基準条例の制定により、1クラブの定員、専用区画などの設備基準を満たすため、学校と連携し、専用室の確保に努める。
- 子どもの自主性を尊重し、自身が安心でき、楽しいと思える放課後児童室を構築する。
- 配慮を要する子どもの育ちの支援という観点を十分考慮しながら、個々の状況等に応じて、子どもたちが安心・安全に放課後を過ごすことのできる環境づくりをめざす。

放課後児童室の現状

	現 状
趣旨	八尾市が開設する放課後児童室は、保護者が就労、疾病等の事由により、保育に欠ける児童の健全育成を図るため設置する。
対象者	・小学校低学年児童(小学校1年生から3年生)を対象としているが、現在、6年生までをモデル事業として先行実施している、(27小学校で実施済み) *平成26年4月末 2656人
専用区画の面積・定員	①小学校内を基本に、専用施設(独立棟)又は専用室(教室等活用)を確保している。 ・専用施設 21クラブ ・教室等活用施設 26クラブ ②1クラブの定員 最大70名 ③一人当たりの占有面積 1㎡程度
職員配置	各クラブに指導員を2名以上配置している。指導員については、教員免許等の資格を有するものを配置している。また、児童数が一定数を超える場合、また、要配慮児がいる場合、状況に応じアルバイト指導員を加配している。